

刺し網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
8-1-1	さわら流し刺し網漁業	6人	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	3月1日から12月31日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	令和3年9月14日から令和3年9月30日まで
8-1-2	さわら流し刺し網漁業	2人	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	8月1日から翌年の1月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	令和3年9月14日から令和3年9月30日まで
8-1-3	さわら流し刺し網漁業	2人	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	8月1日から翌年の1月31日まで	国東市国東町浜、深江、東堅来、富来浦、浜崎又は富来に住所を有する者	令和3年9月14日から令和3年9月30日まで
8-1-4	さわら流し刺し網漁業	22人	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	8月1日から翌年の1月31日まで	国東市(国見町並びに国東町浜、深江、東堅来、富来浦、浜崎及び富来を除く。))に住所を有する者	令和3年9月14日から令和3年9月30日まで
8-1-5	さわら流し刺し網漁業	35人	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域	7月1日から翌年の1月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。))に住所を有する者	令和3年9月14日から令和3年9月30日まで
8-2-1	まながつお流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	5月1日から11月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年
8-2-2	まながつお流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線(姫島周辺にあっては姫島の最大高潮時海岸線)から4,000メートル以内の海域を除く。	1月1日から12月31日まで	国東市国見町又は東国東郡姫島村に住所を有する者	周年

8-2-3	まながつお流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
8-2-4	まながつお流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-3-1	まながつお・すぎ流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者。ただし、まながつお流し刺し網漁業(8-2-4)の許可を受けた者を除く。	周年
8-4-1	そだがつお流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(真方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、次の海域を除いた大分県海域 最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市青崎鼻とを結んだ線以西においては、青崎鼻から同線上3,000メートルの点と大分市大分港赤灯台と日出町大神大崎鼻を結んだ線上同灯台から2,000メートルの点とを結んだ線及び最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域。	7月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-5-1	きす流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分(真方位)の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域を除く。	4月1日から 11月30日まで	中津市(三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。)、宇佐市(安心院町及び院内町を除く。))又は豊後高田市に住所を有する者	周年
8-5-3	きす流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	豊後高田市と国東市の境界点から350度(磁針方位)の線と杵築市美濃崎から90度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共第7号、共第9号、共第10号、共第11号及び共第12号の共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
8-5-4	きす流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度(磁針方位)の線と国東市と杵築市の境界点から115度(磁針方位)の線との間の大分県海域。ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。	1月1日から 12月31日まで	国東市(国見町を除く。)に住所を有する者	周年
8-5-5	きす流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国東町黒津ノ鼻から90度(磁針方位)の線と大分市関崎と愛媛県佐田岬とを結んだ線との間の海域であって、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除いた大分県海域。ただし、杵築市美濃崎と大分市1号埋立地北東端角とを結んだ線以东にあつては、最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域を除く。	1月1日から 12月31日まで	杵築市(山香町及び大田を除く。)、速見郡日出町、別府市又は大分市(旧大分郡野津原町の区域並びに大字佐賀関、大字白木及び大字一尺屋を除く。)に住所を有する者	周年

8-6-1	このしろ流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ホ及びニの各点を順次に結んだ線以内の海域。ただし、臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。 イ 別府市と大分市との境界点（両郡橋） ロ イから52度30分（磁針方位）1,700メートルの点 ハ 大分港赤灯台から5度（磁針方位）1,700メートルの点 ニ 乙津泊地東防波堤根基 ホ ニから7度30分（磁針方位）1,700メートルの点	1月1日から 12月31日まで	大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者	周年
8-7-1	きすまき刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	杵築市美濃崎と大分市7号埋立地北東端角とを結んだ線以西の海域。ただし、共同漁業権の漁場区域及び臨海工業土地造成に伴う漁業補償区域を除く。	2月1日から5月31日まで及び 10月1日から12月31日まで	大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海郡佐賀関町の区域を除く。）に住所を有する者	周年
8-8-5	くるまえばし流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ及びニの線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及びロの線の間においては8,000メートル以内、ロ及びハの間においては10,000メートル以内、ハ及びニの間においては6,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度（磁針方位）の線 ロ 東国東郡姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線 ハ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市と杵築市の境界点から90度（磁針方位）の線	7月1日から 12月31日まで	国東市に住所を有する者	周年
8-8-6	くるまえばし流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ及びニの線の間で最大高潮時海岸線から4,000メートル以内を除く海域であって、次のイ及びロの線の間においては8,000メートル以内、ロ及びハの間においては10,000メートル以内、ハ及びニの間においては6,000メートル以内の海域、並びに共第8号の共同漁業権の漁場区域においては最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域 イ 豊後高田市と国東市の境界点から350度（磁針方位）の線 ロ 姫島灯台から山口県熊毛郡小祝島西端見通し線 ハ 国東市国東町黒津ノ鼻から山口県熊毛郡八島南端見通し線 ニ 国東市と杵築市の境界点から90度（磁針方位）の線	7月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村に住所を有する者	周年
8-9-1	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	大分県と福岡県の境界点から6度15分（真方位）の線と豊後高田市と国東市の境界点から350度（磁針方位）の線との間であって、最大高潮時海岸線から3,500メートル以内の海域 ※ 新規の許可については、申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	4月1日から 12月31日まで	中津市（三光、本耶馬溪町、耶馬溪町及び山国町を除く。）、宇佐市（安心院町及び院内町を除く。）又は豊後高田市に住所を有する者	周年
8-9-2	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	国東市国見町と同市国東町の境界点から63度（磁針方位）の線と国東市と杵築市の境界点から115度（磁針方位）の線との間であって、最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の海域 ※ 新規の許可については、申請者の住所地の地先共同漁業権の区域	9月5日から翌年の5月31日まで	国東市（国見町を除く。）に住所を有する者	周年

8-9-3	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第16号の共同漁業権の漁場区域のうち、日出町大字大神と同町大字川崎の境界点から180度(磁針方位)の線以東の海域	10月1日から翌年の5月31日まで	速見郡日出町大字大神に住所を有する者	周年
8-9-6	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ニ及びびの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 別府市大字北須賀上人鼻 ロ イから95度(磁針方位)1,700メートルの点 ハ 別府市と大分市の境界点(両郡橋) ニ ハから52度30分(磁針方位)1,700メートルの点	1月1日から12月31日まで	別府市に住所を有する者	周年
8-9-7	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第20号の共同漁業権の漁場区域内	1月1日から12月31日まで	大分市(旧大分郡津原町及び旧北海郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年
8-9-11	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	共第15号の共同漁業権の漁場区域のうち、杵築市大字狩宿と同市大字守江の境界点(黒石)から180度(磁針方位)の線と杵築市と日出町の境界から180度(磁針方位)の線との間の海域。ただし、杵築市守江灯台と同市高山川右岸埋立北東端角とを結んだ線以内の海域を除く。	9月1日から翌年の4月30日まで	杵築市大字守江、大字大内、大字杵築、大字南杵築、大字猪尾、大字片野又は大字熊野に住所を有する者	周年
8-9-14	ぼら囲刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ニ及びびの各点を順次に結んだ線以内の海域 イ 津久見市大字日見字平びえ1番地(白熊鼻) ロ イから同市楠屋鼻見通し線上700メートルの点 ハ 津久見市大字網代字奥5666番地(落水) ニ ハから358度22分(磁針方位)1,000メートルの点	1月1日から12月31日まで	津久見市(大字保戸島を除く。)に住所を有する者	周年
8-10-1	はまち流し刺し網漁業	定めなし	定めなし	定めなし	次のイ、ロ、ハ、ニ及びびの各点を順次に結んだ線以内の海域、並びに次のへ、ト、チ、リ及びびの各点を順次に結んだ線によって囲まれた海域 イ 大分市5号埋立地北東端角 ロ イから358度(磁針方位)1,300メートルの点 ハ 大分市大字生石大分港赤灯台から358度(磁針方位)1,700メートルの点 ニ 大分市と別府市の境界点(両郡橋)から東側500メートルの国道北側の天端から45度30分(磁針方位)1,700メートルの点 ホ 同国道北端500メートルの点 へ 3号地5本鉄柱西方300メートルの地点342度(磁針方位)距岸1,000メートルの点 ト 乙津泊地西側岸壁の延長線上距岸950メートルの点 チ 乙津泊地西側岸壁の延長線上距岸780メートルの点 リ 3号地5本鉄柱西方300メートルの地点342度(磁針方位)距岸830メートルの点	9月1日から10月31日まで	大分市(旧大分郡津原町及び旧北海郡佐賀関町の区域を除く。)に住所を有する者	周年

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 申請期間の欄の「周年」とは、公示の日から4に定める許可の有効期間中に随時申請を受け付ける場合をいう。

- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。
- 4 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和8年10月31日までとする。